

○愛南町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内にある空き家の有効活用を図り、県外から町内への移住及び定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で愛南町移住者住宅改修支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛媛県空き家情報バンク又は愛南町空き家・遊休農地情報バンク(以下「空き家バンク」と総称する。)に登録された物件であって、これらのバンクを通じて売買又は賃貸借されたもの
- (2) 移住者 県外から県内の市町に住民票を異動した者(県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任、結婚による転居等によるものは除く。)
- (3) 働き手世帯 構成員に50歳未満の者のいる世帯
- (4) 子育て世帯 中学生以下の子又は孫のいる世帯

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成28年4月1日以後に町内に移住した者(同日以後に県内の他市町に移住した者であって、その後町内に住民票を異動したものを含む。)であって、移住先の住所地に5年以上居住する意思を有すること。
- (2) 補助金の交付申請時において、働き手世帯又は子育て世帯に該当すること。
- (3) 補助金の交付申請時において、本人及び同一世帯に属する者が町税(町民税及び固定資産税をいう。)を滞納していないこと。
- (4) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、移住者が居住を目的

として購入し、又は賃借した一戸建て住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに登録されていた住宅であること。
- (2) 申請者が補助対象住宅について、次条に規定する補助事業を行うことができる権限を有していること。
- (3) 過去に補助対象住宅とされていないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、愛南町移住者住宅改修支援補助事業交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 町税納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む。)
- (3) 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証明する書類
- (4) 補助対象事業費の算出根拠
- (5) 住宅の図面
- (6) 現況写真
- (7) 他の公的助成制度を利用するときは、その制度の申請書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ愛南町移住者住宅改修支援補助事業変更等承認申請書(様式第2号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 配分した経費の区分ごとに、その事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ愛南町移住者住宅改修支援補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに愛南町移住者住宅改修支援補助事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業費の明細書
- (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 完成写真
- (4) 他の公的助成制度を利用するときは、その制度の完了報告書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、愛南町移住者住宅改修支援補助事業請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この告示及び補助金の交付の条件に違反したとき。
 (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費		補助率等
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工	

		事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)	
	外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事(住宅の改修と合わせて行うものに限る。)	
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃		補助対象経費の2/3又は20万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)